

令和4年9月8日

1. 出席議員

1 番	西	一郎	10 番	勝屋	弘貞
3 番	笠	健吾	11 番	伊東	茂
4 番	中村	日出代	12 番	徳村	博紀
5 番	池田	廣志	13 番	福井	正
6 番	杉原	元博	14 番	松尾	征子
7 番	樋口	作二	15 番	松田	義太
8 番	中村	和典	16 番	角田	一美
9 番	中村	一堯			

2. 欠席議員

2 番 宮崎 幸宏

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	染川	康輔
事務局長補佐	樋口	貴司
議事管理係長	富岡	明美

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	田	崎		靖
総務部理事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
会	計	幸	尾	か	おる
総務課長兼選挙管理委員会事務局参事		白	仁	田	和
人権・同和対策課長		中	尾	美	佐子
企	画	山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
市	民	山	崎	智	香子
税	務	吉	牟	田	剛
保	險	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
産	業	三	ヶ	島	正
農	林	江	島	裕	臣
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	橋	川	宜	明
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	中	村	浩	一郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰

---

## 令和4年9月8日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第8号 令和3年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第2 議案第38号 令和3年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第39号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第40号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第41号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第42号 令和3年度鹿島市水道事業会計決算認定について  
議案第43号 令和3年度鹿島市下水道事業会計決算認定について  
(一括大綱質疑、決算審査特別委員会付託)
- 日程第3 議案第44号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第45号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第47号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

### 日程第1 報告第8号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．報告第8号 令和3年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、報告第8号 令和3年度鹿島市土地開発公社決算について御説明いたします。

議案書は1ページとなっております。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度鹿島市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の土地開発公社決算書を御準備願います。

決算書1ページをお願いします。

令和3年度は、公有地の取得及び処分は実施いたしておりません。

理事会の開催状況及び監査の状況につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。

役員及び職員の一覧表となっております。事務局は企画財政課が所掌いたしてあります。

3ページをお願いします。

令和3年度収入収支決算書でございます。

収入は、予算額、事業外収入8千円に対し、決算額8,784円となっております。

4ページをお願いします。

支出は、予算額、管理費22千円に対し、決算額5千円となっております。備考欄に記載のとおり、監査費用弁償となっております。

5ページをお願いします。

損益計算書でございます。

3の販売費及び一般管理費、事業損失4,545円は、4ページの支出決算額5千円から消費税額455円を差し引いた額でございます。

4の事業外収益、受取利息8,784円は、預金の利息収入でございます。

5の事業外費用、雑損失455円は、消費税でございます。

経常利益、当期純利益は収入合計から支出合計を差し引いた3,784円となり、令和4年度に繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

資産の部は、現金預金として、資産合計37,024,058円を市内金融機関へ預金として保管いたしてあります。

負債の部はございません。

資本の部は、1、資本金の基本財産は定款規定の1,500千円でございます。

2、準備金の前期繰越準備金は35,520,274円、当期純利益は3,784円、準備金合計が35,524,058円となっております。

資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、37,024,058円となっております。

7ページは準備金計算書でございます。

8ページは財産目録、9ページ、10ページは決算監査意見書の写しでございます。

11ページは資本金明細表、12ページは現金及び預金明細表となっておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですから、以上で報告第8号は終わります。

ここで執行部席の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

午前10時5分 休憩

午前10時5分 再開

○議長（角田一美君）

それでは、会議を再開します。

#### 日程第2 議案第38号～議案第43号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第38号 令和3年度鹿島市一般会計歳入歳出決定認定について、議案第39号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第40号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第41号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第42号 令和3年度鹿島市水道事業会計決算認定について、議案第43号 令和3年度鹿島市下水道事業会計決算認定について、以上の6議案は一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。幸尾会計管理者。

○会計管理者（幸尾かおる君）

議案第38号から議案第41号までの令和3年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の令和3年度鹿島市歳入歳出決算書により一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第38号、一般会計です。

決算書の3ページをお開きください。

表一番下の行になります歳入合計ですが、予算現額は19,411,791,675円で、前年度と比較し、約10億円少なくなっております。

調定額は18,107,507,538円、収入済額は17,991,518,492円、不納欠損額は11,913,571円、

収入未済額104,075,475円、これは翌年度に繰り越されます。

続いて、6ページをお開きください。

歳出について申し上げます。

表一番下の行、歳出合計です。予算現額は歳入と同額、支出済額17,559,349,404円、翌年度繰越額1,318,301,500円です。これは6月議会で報告された市民会館建設事業を含む22事業の分です。また、不用額が534,140,771円です。その結果、表の下にありますように、歳入歳出差引残額は432,169,088円となり、翌年度に繰越すべき財源125,443,066円を差し引いた実質収支額は306,726,022円となります。

なお、この実質収支額につきましては、151ページの実質収支に関する調書も御参照ください。

14ページ、15ページです。

予算科目別決算額となります。説明は省略いたします。

16ページをお開きください。

ここから歳入の明細になります。

1款. 市税は収入済額3,104,067,729円、これは前年度と比較し、26,375,758円増加しています。また、率にして0.9%の増加であります。市税収入が歳入総額に占める割合は17.3%です。不納欠損額は11,907,011円で、前年度より11,900,399円減少しています。収入未済額は69,610,777円で、前年度より15,916,828円減少しています。

この内訳になりますと、1項1目. 個人市民税で収入済額が1,126,749,347円で、前年度より54,475,545円増加しています。

1項2目の法人市民税では収入済額151,450,400円で、前年度より10,361,400円減少しています。

2項の固定資産税は収入済額1,460,812,631円で、前年度より28,498,869円の減少です。

3項の軽自動車税は収入済額121,170,834円で、前年度より2,596,624円の増額です。

4項の市たばこ税は収入済額243,616,367円で、前年度より8,118,608円の増額です。

5項の入湯税は収入済額268,150円で、前年度より45,250円の増額です。

市税の不納欠損額は、個人市民税で2,772,234円、法人市民税で50千円、固定資産税は8,730,477円、軽自動車税は404,300円です。

16ページ下のほうの2款. 地方譲与税は収入済額122,427千円で、前年度より2,029千円の増額です。

3款. 利子割交付金は収入済額2,351千円で、前年度より452千円の減額です。

4款. 配当割交付金は収入済額12,039千円で、前年度より4,824千円の増額です。

5款. 株式等譲渡所得割交付金は収入済額12,251千円で、前年度より4,046千円の増額です。

6 款. 法人事業税交付金は収入済額35,939千円で、前年度より21,712千円の増額です。

7 款. 地方消費税交付金は収入済額675,396千円で、前年度より49,665千円の増額です。

8 款. 環境性能割交付金は収入済額7,155千円で、前年度より1,199,446円の減額です。

9 款. 地方特例交付金は収入済額64,609千円で、前年度より39,413千円の増額です。

18ページを御覧ください。

10款. 地方交付税は収入済額4,097,242千円で、前年度より270,034千円の増額です。歳入に占める割合は22.8%です。

11款. 交通安全対策特別交付金は収入済額5,503千円で、前年度より434千円の減額です。

12款. 分担金及び負担金は収入済額134,480,849円で、前年度より18,212,919円の減額です。不納欠損額はゼロですが、収入未済額は13,008,294円で、これらは保育所運営費保護者負担金、国営多良岳開拓建設事業受益者負担金、急傾斜地崩壊防止事業負担金、老人保護措置費負担金、農地農業用施設災害復旧分担金であり、未収金として次年度に引き継いでいます。

19ページをお願いします。

13款. 使用料及び手数料は収入済額207,377,544円で、前年度より1,458,332円の減額です。不納欠損額は6,560円で、収入未済額は17,002,864円です。収入未済額の内訳には、住宅使用料、道路橋りょう使用料、総務管理使用料となっております。

22ページ、14款. 国庫支出金は収入済額3,541,702,069円で、前年度より2,309,745,441円の減額です。これは特別定額給付金補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少の影響です。

26ページをお願いします。

15款. 県支出金は1,910,939,886円で、前年度より292,283,136円の増額です。繰越明許の農林水産業費県補助金や災害復旧費県補助金の増加が要因です。

32ページ、17款. 寄附金は823,362,967円で、前年度より78,626,758円の増額となります。主にふるさと納税寄附金、公共施設建設寄附金、都市公園整備寄附金が増加しました。

33ページ、18款. 繰入金は421,570,754円で、前年度より257,094,186円の減額です。基金への繰入金が前年度より262,779,126円減額となり、他会計への繰入金は5,684,940円の増額となりました。

34ページ、19款. 繰越金は407,761,906円です。前年度より106,638,207円の増額です。

20款. 諸収入は収入済額530,612,131円で、前年度より72,441,134円の増額です。これは35ページにあります高齢者福祉費受託事業収入や雑入において、37ページの備考欄下から6行目ほどにありますスポーツ振興くじ助成金等の増額によるものです。収入未済額4,453,540円は生活保護費の過年度分返還金分です。

38ページ、21款. 市債の収入済額は1,866,207千円で、前年度より848,041千円の増額です。

これは39ページ、1目。総務債の新市民会館建設に充てる公共施設等適正管理推進事業債や、40ページ、8目の臨時財政対策債などの増加によるものです。

以上が歳入の説明です。

次に、歳出の各費目について説明いたします。

42ページをお開きください。

表1行目、1款。議会費は予算現額145,841千円、支出済額143,052,809円、不用額2,788,191円、予算執行率は98.1%となります。42ページの12節、または13節におきまして、議会用タブレット端末や会議システムの導入がされております。

42ページから55ページ中段までは2款。総務費です。42ページの冒頭にあります予算現額3,890,531千円、支出済額3,486,294,788円、翌年度繰越額325,537千円、不用額78,699,212円、予算執行率は89.6%です。支出済額は前年度に比べ1,700,249,079円の減額です。この要因は、前年度の特別定額給付金事業の影響によるものです。

45ページ、1項4目。財産管理費、24節。積立金においては、基金への積立金が511,999,029円です。

47ページ、8目。市民会館費は、建設工事に係る費用845,489,380円を支出し、225,537千円を継続費逡次繰越としました。

また、50ページ、13目。ふるさと納税推進費は756,303,507円を支出し、これは前年度より43,955,872円の増額となりました。

53ページ下段、4項。選挙費の2目。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の支出済額11,787,387円が増額となっております。

次に、55ページをお開きください。

3款。民生費は予算現額が6,666,174千円、支出済額6,371,200,924円、繰越明許費167,984千円、不用額126,989,076円、予算執行率は95.6%です。支出済額は前年度比560,021,451円の増額となりました。増額となった主な要因は、58ページにございます1項3目、障害者自立支援給付費の増、それと、64ページ、3項1目。児童福祉総務費、明倫小学校放課後児童クラブの増設工事、67ページ、4目。児童措置費の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への臨時特別給付金などの増加によるものです。

69ページを御覧ください。

4款。衛生費は予算現額が1,248,603千円、支出済額1,164,650,603円、不用額83,952,397円、予算執行率は93.3%です。支出済額は前年度比239,474,785円の増額です。増額になった要因は、69ページから72ページまでの2目。予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るもの、また、76ページ、2項。清掃費の西部広域環境組合負担金の増額によるものです。

78ページ、6款。農林水産業費は予算現額が1,310,200千円、支出済額が1,179,765,549円、



翌年度繰越額61,104千円、不用額69,330,451円、予算執行率は90.0%です。支出済額は前年度より74,019,575円の増額となりました。88ページ中ほどの漁業経営構造改善事業や、89ページ、七浦漁港塩屋地区樋門改修工事などが増額の要因となっております。

89ページ下段、7款。商工費は予算現額670,899,675円、支出済額624,395,743円、翌年度繰越額21,075千円、不用額は25,428,932円で、予算執行率は93.1%です。91ページ右の欄の下から10行目、消費喚起型小規模事業者緊急支援交付金、いわゆる「助かつ券」など115,328,617円などは、新型コロナウイルスで冷え込む地域経済対策として行われたものです。

94ページ、8款。土木費は予算現額1,007,555千円、支出済額818,389,836円、繰越明許費161,122千円、不用額は28,043,164円、予算執行率は81.2%となりました。96ページから99ページまで、市道の舗装補修事業、3項。河川費では、99ページ、母ヶ浦地区、中浅浦地区など、急傾斜地崩壊防止事業などが行われています。101ページ、都市計画費では鹿島駅周辺整備基本設計等が行われました。

106ページ、9款。消防費は予算現額437,209千円、支出済額435,086,462円、不用額2,122,538円、予算執行率99.5%です。支出済額は前年度より27,420,210円減少しました。これは前年度より杵藤広域消防負担金や災害時超過勤務手当が減少したことによります。

108ページ、10款。教育費は予算現額1,840,966千円で、支出済額は1,504,178,387円、翌年度繰越額303,000千円、不用額33,787,613円、予算執行率は81.7%です。支出済額は前年度より29,401,673円減少していますが、112ページの工事請負費にありますように、明倫小学校校舎大規模改造2期工事、113ページ、116ページの校内LAN機器などの小・中学校の情報教育施設整備を行いました。5項。保健体育費では、122ページ、123ページ、市民球場等の施設整備工事を行っております。

124ページ、11款。災害復旧費は予算現額635,584千円、支出済額288,846,453円、翌年度繰越額は明許繰越費、事故繰越し合わせて278,479,500円、不用額68,258,047円、予算執行率45.4%です。令和2年7月及び令和3年8月の2年連続の豪雨被害によって多くの農地・農業用施設、水路、道路などの復旧工事が行われました。

127ページ、12款。公債費は支出済額941,997,389円、前年度より33,355,373円増額です。

13款。諸支出金は支出済額543,521,839円です。内容は、簡易水道建設や中木庭ダムの管理、下水道事業会計の負担金及び補助金です。

14款。予備費は、備考欄にありますように、43ページにあります2款。総務費の職員手当、52ページ、市税の過年度還付金、107ページの9款。消防費の災害時超過勤務手当及び126ページから127ページ、11款。災害復旧測量設計委託料へと合計24,892千円を充用しています。

次に、議案第39号、令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計について申し上げます。

7ページに戻ります。

表一番下の行の歳入合計です。予算現額3,821,381千円、調定額3,978,089,232円、収入済額3,851,928,932円、不納欠損額17,149,239円、収入未済額109,011,061円です。

9ページをお願いします。

一番下の歳出合計の支出済額は3,694,761,263円、不用額は126,619,737円です。

歳入歳出差引残額は欄外の157,167,669円で、この全額を基金に繰り入れるものです。

131ページをお開きください。

歳入の詳細です。

1款. 国民健康保険税については予算現額744,690千円、調定済額880,875,384円、収入済額755,850,458円です。収入済額は前年度より7,476,240円の増額となっております。不納欠損額17,095,187円は前年度より32,641,765円の減額であります。また、収入未済額107,929,739円は前年度より5,642,845円の減額となっております。

そのほか、132ページ、4款. 県支出金2,704,828千円、6款. 繰入金381,598,880円が主な歳入となっております。

134ページからは歳出の明細です。

主なものは2款. 保険給付費です。その支出済額は2,563,786,728円で、前年度より143,696,845円の増額となりました。

次に、議案第40号の後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

10ページの歳入合計ですが、予算現額433,081千円、調定額430,723,546円、収入済額429,986,613円、不納欠損額347,600円、収入未済額389,333円です。

歳出合計は、11ページ、支出済額427,212,372円、不用額5,868,628円です。

表の下の歳入歳出差引残額は2,774,241円です。

決算の詳細については141ページからです。

歳入の1款. 後期高齢者医療保険料の予算現額は293,726千円、調定額292,221,233円、収入済額291,484,300円、収納率は99.7%となります。不納欠損額は347,600円、収入未済額は389,333円です。

142ページの主な歳出は、2款. 後期高齢者医療広域連合納付金で、支出済額416,330,980円です。これは前年度よりも215,412円の減額となります。

最後に、議案第41号の給与管理特別会計です。

これは給与事務の簡素化のために設けられたもので、一般会計、各特別会計との重複決算でありますので、説明は省略させていただきます。

また、決算書の151ページ以降のうち、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書についても説明を省略いたします。

以上、一般会計、各特別会計の決算につきまして説明いたしました。決算書の附属書類であります主要施策の成果説明書、指定管理事業報告の概要、さらに、監査委員から提出し

ていただいております決算審査意見書2部において、事業の成果、決算の分析について掲げてありますので、御参照ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ここで10分ほど休憩します。10時55分から再開します。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第42号 令和3年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

令和3年度鹿島市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の令和3年度鹿島市水道事業会計決算書で御説明いたしますので、御準備のほどお願いいたします。

決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

令和3年度鹿島市水道事業決算報告書でございます。この報告書は税込み表記でございます。

それでは、収益的収支及び支出について御説明いたします。

まず、収入でございます。

1款. 事業収益は、当初予算額576,561千円に補正予算額8,589千円を加えた合計585,150千円に対し、決算額は7,023,871円増の592,173,871円でございます。

この事業収益の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業収益は、給水収益などで、決算額は532,512,025円でございます。

1款2項. 営業外収益は、他会計補助金、長期前受金戻入などで、決算額は59,661,846円でございます。

1款3項. 特別利益は、収入はございません。

次に、支出でございます。

1款. 事業費は、当初予算額530,302千円に補正予算額11,381千円を加えた合計541,683千円に対し、決算額は475,582,411円となり、不用額は66,100,589円でございます。

この事業費の決算額内訳でございますが、1款1項. 営業費用は、施設の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費などで423,229,033円でございます。

1 款 2 項. 営業外費用は、企業債利息などで52,353,378円でございます。

1 款 3 項. 特別損失及び1 款 4 項. 予備費の執行はございません。

次に、3 ページ、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。

1 款. 資本的収入は、当初予算額140,376千円に補正予算額75,100千円を加えた合計215,476千円に対し、決算額は88,017,561円減の127,458,439円でございます。

この収入減の主な理由でございますが、資本的支出である機械・電気計装設備等の更新事業費を翌年度に繰越ししており、繰越事業費分の企業債借入れを翌年度に繰越ししたためでございます。

資本的収入の決算額の内訳でございます。

1 款 1 項. 他会計出資金は、一般会計からの簡易水道事業債の償還元金に関わる出資で5,614,439円でございます。

1 款 2 項. 他会計負担金は、一般会計からの消火栓設置等負担金でございまして579千円でございます。

1 款 3 項. 工事負担金は、収入がございません。

1 款 4 項. 工事補償金は、下水道工事等に伴う水道管移設補償で8,665千円でございます。

1 款 5 項. 固定資産売却収入は、収入がございません。

1 款 6 項. 企業債は、水道施設工事に伴う資金の借入れですが、機械・電機計装設備等更新事業費の翌年度繰越しに関わる企業債借入額を減じた決算額は112,600千円でございます。

次に、支出でございます。

1 款. 資本的支出は、当初予算額430,602千円に補正予算額56,485千円を加えた合計487,087千円に対し、決算額は397,033,400円でございますが、機械・電機計装設備等更新事業費のうち53,548千円を翌年度に繰越しした結果、不用額は36,505,600円でございます。

この資本的支出決算額の内訳でございますが、1 款 1 項. 建設改良費は、人件費や配水管の布設替えなどございまして、210,186,291円でございます。

1 款 2 項. 企業債償還金は、企業債元金の償還で186,847,109円でございます。

1 款 3 項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額269,574,961円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

続きまして、5 ページを御覧ください。

令和3年度鹿島市水道事業損益計算書でございます。

この損益計算書は当該年度の経営成績を表すものであり、税抜き表記でございます。

営業収益から営業費用を減じた営業利益は72,134,988円でございます。この営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を減じた計上利益は98,081,823円でございます。この計上利益に特別利益を加え、特別損失を減じた当年度純利益は98,081,823円でございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。

令和3年度鹿島市水道事業剰余金計算書でございます。

剰余金計算書は、資本金、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減変動したかを表すものでございます。

資本金は、本年度の資本的収入である他会計出資金5,614,439円分が増加し、当年度末残高は1,578,265,154円でございます。

資本剰余金は、増減はなく前年度と同額の367,360,769円でございます。

利益剰余金でございますが、減債積立金は前年度純利益128,461,986円の利益処分を受け、83,459,449円を資本的収支不足額へ補填したことに伴い、当年度末残高は65,014,592円でございます。

未処分利益剰余金は、前年度末残高に含まれる前年度末純利益を減債積立金に積み立てて、減債積立金の取崩し額83,459,449円及び当年度純利益98,081,823円の処分を受けたため、当年度末残高は1,145,971,351円となり、利益剰余金の当年度末残高は1,795,985,943円でございます。

よって、資本合計の当年度末残高は、資本金の当年度末残高に資本剰余金合計及び利益剰余金合計の当年度末残高を加えた3,741,611,866円でございます。

次に、6ページ下段の令和3年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書でございます。

これは当年度の未処分利益剰余金1,145,971,351円に含まれる当年度純利益98,081,823円を減債積立金及び建設改良積立金へ処分するものであり、処分後残高となる1,047,889,528円が次年度への繰越利益剰余金でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

令和3年度鹿島市水道事業貸借対照表でございます。

貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したものでございます。

まず、資産の部でございます。

固定資産合計は、水道施設などの有形固定資産合計にダム使用権などの無形固定資産合計を加えた6,623,680,762円でございます。

流動資産合計は、主に内部留保した現金預金などで895,718,758円でございます。

よって、資産合計は、固定資産合計に流動資産合計を加えた7,519,399,520円でございます。

次に、負債の部でございます。

固定負債合計は、1年以内に償還が発生しない企業債などで2,090,459,815円でございます。

流動負債合計は、1年以内に償還が発生する企業債などで253,120,258円でございます。

繰延収益でございますが、長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は1,434,207,581円でございます。

よって、固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は3,777,787,654円でございます。

次に、資本の部でございます。

資本金及び剰余金につきましては、決算書の6ページから7ページで御説明いたしました剰余金計算書の内容となりますので、説明は省略いたしますが、資本金合計に剰余金合計を加えた資本合計は3,741,611,866円でございます。

よって、負債資本合計は、負債合計に資本合計を加えた7,519,399,520円ございまして、8ページの資本合計と一致いたしております。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

このページは、決算書作成に伴う特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略いたします。

決算書類の説明は以上となります。

続きまして、決算附属書類の説明でございます。

12ページから16ページは令和3年度鹿島市水道事業報告書の概況、17ページから19ページは契約金額3,000千円以上の新設工事及び改良工事の概要を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

20ページを御覧ください。

ここからは業務について記載しております。

まず、令和3年度の配給水状況でございます。

年度末給水人口は2万4,572人、年度末給水戸数は9,568戸、年間配水量は294万5,743立方メートル、年間有収水量は228万7,051立方メートル、年間有収水量率は77.6%となりました。

次に、受託修繕工事及び給水装置工事状況でございます。

工事全体では、前年度より15件減少し、104件でございます。

次に、事業収入に関する事項でございます。

事業収入全体では543,995,807円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの料金収入は203円91銭でございます。

21ページを御覧ください。

次に、事業費に関する事項でございます。

事業費全体では445,913,984円でございます。

なお、給水量1立方メートル当たりの給水原価は175円43銭でございます。

22ページを御覧ください。

ここからは会計について記載しております。重要契約の要旨では、契約金額10,000千円以上の工事を記載しております。

次に、企業債及び一時借入金の概況では、企業債の借入れ、償還について記載しております。借入額は112,600千円、年度末の未償還残高は2,193,453,480円でございます。

23ページを御覧ください。

次に、その他会計経理に関する事項では、議会の議決を経なければ流用できない経費の決算額について記載しております。

職員給与費の決算額は67,857,047円でございます。交際費の執行はございません。

次に、棚卸資産購入限度額に対する決算額では、新品メーター及び修繕メーターの購入の決算額について記載しております。決算額は3,106,906円でございます。

次に、令和3年度補填財源説明では、決算書3ページで御説明いたしました資本的収支不足額269,574,961円に対する補填財源について記載しており、補填後の残高は748,096,415円でございます。

24ページを御覧ください。

その他（不課税収入明細書）でございます。収益的収入及び資本的収入中の不課税収入の用途について表したものでございます。

25ページを御覧ください。

令和3年度鹿島市水道事業キャッシュフロー計算書でございます。キャッシュフロー計算書は、1会計期間における現金預金の増減を業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表したものでございます。

業務活動によるキャッシュフローは、水道事業の通常の業務活動による資金の増減を表したもので、276,812,636円の資金が得られております。

投資活動によるキャッシュフローは、水道施設の整備など設備投資による資金の増減を表したもので、182,715,100円の資金を使用しております。

財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや償還などによる資金の増減を表すもので、68,632,670円の資金を使用いたしました。

以上、業務活動で得た資金を投資活動と財務活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は25,464,866円増加し、871,303,046円となりました。

この額は、決算書8ページ、貸借対照表に記載しております流動資産の現金予算の額と一致いたしております。

続きまして、26ページから30ページは令和3年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書、31ページから33ページは令和3年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書でございますが、説

明は省略させていただきます。

34ページから35ページは固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減、減価償却の状況を表したものでございますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、36ページから41ページは企業債の明細書でございます。

40ページ、41ページの最終行、一番下の行の計の行を御覧ください。

企業債の発行総額4,622,700千円に対し、償還高累計は2,429,246,520円、未償還残高は2,193,453,480円でございます。

42ページを御覧ください。

令和3年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書でございます。

機械・電機計装設備等更新事業に伴う予算繰越計算書でございます。年度内に支払い義務が生じなかった予算額53,548千円を令和4年度に繰り越すものでございます。

以上で令和3年度鹿島市水道事業会計決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

議案第43号 令和3年度鹿島市下水道事業会計決算認定について御説明をいたします。

議案書7ページを御覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定のより、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

別冊の下水道事業会計決算書にて説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

決算書1、2ページをお開きください。

令和3年度鹿島市下水道事業決算報告書でございます。金額は税を含む額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入、1款. 下水道事業収益は、予算額合計1,108,355千円、決算額1,111,015,603円でございます。

決算額の内訳でございますが、1項. 営業収益は、主たる営業活動から生じる収益で、下水道使用料、他会計負担金など、予算額合計326,038千円に対する決算額は294,418,933円でございます。

2項. 営業外費用は、主たる営業活動以外から生ずる収益であり、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入など、予算額合計782,317千円に対する決算額は816,596,670円でございます。

次に、支出でございます。



1 款. 下水道事業費用は、予算額合計1,057,813千円、決算額は1,019,732,292円で、繰越額6,054千円を除いた不用額は32,026,708円となりました。

決算額の内訳でございますが、1 項. 営業費用は、主たる営業活動に要する費用で、管渠、ポンプ場、処理場の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は937,265,669円でございます。

2 項. 営業外費用は、主たる営業活動以外に要する費用で、企業債利息など、決算額は82,205,401円、また、3 項. 特別損失は、令和2年度分に係る賞与、法定福利費引当金、繰入金など、決算額は261,222円でございます。

4 項. 予備費の執行はございません。

3 ページ、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入、1 款. 資本的収入は、当初予算額1,348,915千円に補正額13,539千円及び前年度からの繰越額に係る財源充当額759,730千円及び継続費通次繰越額に係る財源充当額60,440,500円を加えた予算額合計は2,182,624,500円で、これに対する決算額は1,155,239,170円でございます。

次に、決算額の内訳でございます。

1 項. 企業債は、予算額合計1,173,600千円、決算額は656,300千円でございます。

2 項. 他会計負担金は、予算額合計14,645千円、決算額は14,643,372円でございます。

3 項. 他会計補助金は、予算額合計6,421千円、決算額は2,547,748円でございます。

4 項. 国庫補助金は、予算額合計971,670,500円、決算額は465,079,150円でございます。

5 項. 受益者負担金及び受益者分担金は、予算額合計16,288千円、決算額は16,668,900円でございます。

次に、支出になりますが、1 款. 資本的支出は、補正額、前年度からの繰越額及び継続費通次繰越額を加えた予算額合計は2,491,445千円でございます。また、決算額は1,431,088,711円で、令和4年度への繰越額915,770,300円、継続費通次繰越額109,000千円を除いた不用額は35,585,989円となりました。

次に、決算額の内訳でございますが、1 項. 建設改良費は、管渠、ポンプ場、処理場の人件費、委託料、工事請負費など、決算額は1,063,183,744円でございます。

2 項. 企業債償還金は、元金の償還費で、決算額は367,904,967円でございます。

3 項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額291,112,941円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額47,877,171円、繰越工事資金12,872,500円、過年度分損益勘定留保資金26,576,230円、当年度分損益勘定留保資金203,787,040円で補填をいたしております。

なお、補填財源の詳細につきましては、22ページのほうにも記載をしております。

続きまして、5ページをお開きください。

令和3年度鹿島市下水道事業損益計算書でございます。

1年間の経営成績を示す指標で、金額は税抜き表示でございます。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業損失は630,614,958円でございます。この営業損失に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は43,643,869円でございます。この営業収益に5. 特別利益を加え、6. 特別損失を減じた当年度純利益は43,406,140円となりました。

6ページ、7ページを御覧ください。

鹿島市下水道事業剰余金計算書でございます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の増減であります。ここも金額は税抜き表示となります。

資本金、資本剰余金の増減はなく、当年度末残高は資本金757,602,314円、資本剰余金434,013,198円でございます。

また、利益剰余金は、減債積立金96,297,347円の増、未処分利益剰余金における当年度純利益43,406,140円の増により、当年度末残高は139,703,487円となりました。

よって、資本合計の当年度末残高は1,331,318,999円となっております。

また、下表は剰余金処分計算書でございます。

これは当年度純利益43,406,140円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき減債積立金へ積み立てることから、次年度への繰越利益剰余金は発生しないことを示しております。

8ページ、9ページをお開きください。

令和3年度鹿島市水道事業貸借対照表でございます。

決算日における財政状況を明らかにし、保有する全ての資産、負債、資本を表す指標で、ここも金額は税抜きで表示しております。

8ページは資産の部となります。

1. 固定資産は有形固定資産15,554,205,902円に無形固定資産6,078,828円を加えました15,560,284,730円、2. 流動資産は現金預金249,624,576円、未収金83,143,815円など合計331,788,391円でございます。

よって、資産合計は15,892,073,121円となります。

9ページは負債の部となります。

3. 固定負債は1年以内の償還が発生しない企業債など5,899,258,413円、4. 流動負債は1年以内に償還が到来する企業債など473,003,843円でございます。

5. 繰延収益でございますが、長期前受金は、減価償却を行うべき固定資産の取得、また

は改良に充てるために交付を受けた補助金や、受益者分担金等相当額を長期前受金勘定をもって整理いたしましたもので、8,864,429,171円でございます。

また、長期前受金収益化累計額は、毎事業年度、国庫補助金等で取得した資産の減価償却の財源として、長期前受金からの戻入れにより収益化した額の累計となります。

したがいまして、長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は8,188,491,866円となります。これに固定負債、流動負債を加えた負債の合計は14,560,754,122円となります。次に、資本の部となります。

6. 資本金及び7. 剰余金につきましては、6ページ、7ページの剰余金計算書でも説明いたしましたとおり、資本合計は1,331,318,999円となります。

よって、負債合計に資本合計を加えました負債資本合計は15,892,073,121円となります。この負債資本合計は8ページの資産合計と一致していることを御確認ください。

次に、10ページをお開きください。

ここは決算書の作成に当たり特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略をいたします。

これより決算附属書類となります。

11から24ページは、令和3年度鹿島市下水道事業報告書でございます。

11から14ページは概況、15から17ページは工事について記載をしておりますが、説明を省略させていただきます。

18ページを御覧ください。

ここは業務について記載をいたしております。

令和3年度末現在の状況でございますが、計画区域内人口1万5,050人、供用開始区域内人口1万2,170人、下水道接続人口8,924人となり、計画区域内普及率は80.9%、水洗化率は73.3%となりました。また、総処理水に対する有収率は90.7%でございます。

次に、中段の表は、事業収入関する事項でございますが、その合計は1,053,494,891円、下段の表の事業費に関する事項の総合計は1,010,088,751円でございます。

19、20ページをお開きください。

ここからは会計となります。

契約金額10,000千円以上の工事請負費及び委託料について、重要契約の要旨を記載いたしております。

21、22ページを御覧ください。

企業債及び一時借入金の概況です。企業債の本年度末残高は6,239,812,715円となっております。

22ページのその他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費を掲載いたしております。

次に、補填財源についての説明でございますが、3ページで説明をいたしました資本的収支不足額291,112,941円に対する補填財源について記載をいたしております。補填後の残高は199,338,850円となっております。

23、24ページを御覧ください。

ここは不課税収入明細書でございます。他会計負担金等の不課税収入の使途について記載をいたしております。

25ページをお開きください。

令和3年度鹿島市下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。1年間の資金の流れを明らかにする指標で、ここも金額は税抜き表示となっております。

1. 業務活動によるキャッシュフローは、下水道事業の通常の業務活動の実施による資金の増減を表すもので、289,885,497円の資金を得ています。

2. 投資活動によるキャッシュフローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減を表すもので、480,141,839円の資金を使用いたしております。

3. 財務活動によるキャッシュフローは、企業債等の借入れや償還による資金の増減を表しており、288,395,033円の資金を得ているところです。

以上により、令和3年度の資金の流れといたしましては、業務活動や財務活動で得た資金を固定資産取得のための投資活動に充てたことにより、現金預金の期末残高は98,138,691円増加をいたし249,624,576円となりました。この額は、8ページで説明いたしました貸借対照表に記載の流動資産の現金預金の額と一致いたしております。

次に、26から30ページは収益費用明細書、31から33ページは資本的収支明細書でございますが、説明は省略をさせていただきます。

34、35ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減と減価償却の状況を記載いたしております。

36から39ページにおきましては、企業債明細書となっております。

38、39ページの最終行、合計の欄を御覧ください。

企業債発行総額10,659,460千円に対し、償還高累計は4,419,647,285円、未償還残高は6,239,812,715円となっております。

40ページ、41ページを御覧ください。

繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額であります。汚水準幹線・枝線管渠築造工事及び舗装復旧工事以下8件における翌年度への繰越額は915,770,300円でございます。

42、43ページを御覧ください。

上表は地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による下水道事業費用の事故繰越額でございます。

し尿処理共同化詳細検討及び汚泥処理広域化検討並びに下水道事業計画変更業務の翌年度への繰越額は6,054千円でございます。

下表は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越額でございます。

祐徳門前地区未普及解消事業の翌年度への通次繰越額は109,000千円でございます。

以上をもちまして令和3年度鹿島市下水道事業決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（角田一美君）

議案第38号から議案第43号までの6議案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託による審査を予定しております。このため、質疑は6議案を一括し、総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑ありませんか。8番中村和典議員。

#### ○8番（中村和典君）

それでは、質問をいたしたいと思います。

先ほど説明を受けました議案第38号 令和3年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について質問をいたします。

令和3年度歳入歳出決算書の14ページに一般会計科目及び款別の予算決算額が計上されておりますが、歳入の14款 国庫支出金の収入済額3,541,702,069円のうち、先ほど会計管理者のほうからも説明で触れられておりますが、新型コロナウイルス感染症対応分として幾ら総額であったのか、まず、この点について質問いたしたいと思いますが、内容としては、今決算書では3年度の分に重きを置いて説明があっておりますが、これは2年度分からの継続の関連がございますので、令和2年度分及び令和3年度分ということでお答えをお願いしたいと思います。

また、この新型コロナウイルス感染症対応分として、これは令和2年度及び令和3年度に国庫支出金として支出がなされておりますが、この分の鹿島市における決算額、それから、市が一般財源としてこの対応策に支出した決算額についてお願いをいたしたいと思います。それで、これも同じく令和3年度及び令和2年度において国及び県のほうからもあっておれば県も含めて、歳入額に対して鹿島市がどれくらいの予算の総額でコロナ対応分ということで支出がなされたのか、まず、この点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。村田財政調整監。

**○財政調整監（村田秀哲君）**

コロナ事業について御質問にお答えします。

議員御質問の2年度、3年度とおっしゃいましたけれども、3年度のほうだけ今ちょっとお答えさせていただきたいと思います。

3年度のほうは、主要成果説明書の149ページに3年度決算のコロナ事業の取りまとめの表をつけております。149ページの一番下の欄、合計約13億円ぐらいがコロナの事業として、これはワクチン接種等も含めた分で書いております。このうち一番下の左から2列目、1,250,000千円程度が国庫支出金全体額となっております。

このうち新型コロナウイルスの交付金、うち交付金という欄が隣にありますが、340,000千円程度が臨時交付金の国庫支出金の額となっております。

そのほか、コロナ事業に係りました県支出金が4,500千円程度で、その他の財源になりますが、その他の分が令和3年度に使ったふるさと納税の市長におまかせ分ということで、17,900千円程度のうち15,945千円が市長におまかせのふるさと納税ということになっております。残りの2,000千円は、表側番号27番目が通常分のふるさと納税でスクール・サポート・スタッフ配置事業に2,000千円というのがありますので、それを除いた15,945千円が市長におまかせ分のふるさと納税額になっております。

その隣、一般財源が24,948千円となっておりますが、このうち令和2年度から繰り越している分を一般財源として扱っております。24,900千円程度のうち、令和2年度からふるさと納税の市長におまかせ分を繰り越した分が21,983千円ほど入っておりますので、それを差し引いた純粋な令和3年度の一般財源は2,965千円程度となっております。

この分は、すみません、令和2年度の分は主要成果のここに記載しておりましたが、今手元にございませんで、後ほどお伝えしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

8番中村和典議員。

**○8番（中村和典君）**

今、課長が申されましたように、令和2年度分との比較もやってみたいと思っておりますので、できたら決算審査特別委員会の中で、両方比較される表を今私が要求した内容に沿って一覧表で提出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

村田財政調整監。

**○財政調整監（村田秀哲君）**

そしたら、特別委員会までに資料を作成して提出いたしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

8番中村和典議員。

**○8番（中村和典君）**

よろしく願いしておきます。

それではもう一つ、これは確認なんですけど、今、全国、コロナによっていろんな影響を受けているということで、今からその影響の度合いがますます深刻になってくるだろうというふうな思いがいっぱいあるわけですが、鹿島市としてこれまで国、県から交付をいただいた臨時交付金とか、あるいは補助金、このコロナ対策に絡む分について、実際3年度末に全ての一般財源以外から受け入れた分について、受けた分の交付金について消化しているのかどうか、実際支出が終わっているのかどうか、繰越し等がないのかどうか、この点について簡単に答弁をいただきたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

村田財政調整監。

**○財政調整監（村田秀哲君）**

お答えいたします。

先ほど御説明した中にも重複いたしますが、国庫支出金が事業費の内数になっておりますので、いただいた交付金の分につきましては全て執行しております。それをはみ出した部分をふるさと納税や一般財源で補填しておりますので、全て事業は実施しております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑ありませんか。11番伊東茂議員。

**○11番（伊東 茂君）**

5分では終わらないかも分からないので、途中で切ってください。

一般会計の決算については、前市長のときの最後の年ということで執行されていまして、コロナの対策であったり、水害の対策であったり、それとか大型事業の市民会館の建設とか、そういうふうな形でしたので、大綱質疑としては特にございません。

ちょっと今回質問させてもらいたいのは、議案第39号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、まず質問をさせていただきます。

この決算書の7ページ、8ページ等を見ているんですけど、何か例年と違って物すごく気になるのが、欠損額が令和2年度に比べると、がくっと落ちているんですね。令和2年度の決算書も見比べて私はしてきましたので、30,000千円以上減っていますね。

まず、この欠損額がこれだけ減った、どういうふうな努力をされたのか、それについて担当課、御答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

吉牟田税務課長。

**○税務課長（吉牟田 剛君）**

質問にお答えします。

この不納欠損の額が減ったということは、ここ何年か、平成28年ぐらいから担税能力の見極めということで、そちらのほうに力を入れております。それで、払えるのか払えないのか、この相談をするためにまずは呼んで、話ができる方たちに対して暮らしの生活のことを聞いてから、この分はなかなか難しいという判断をして、その分で執行停止をかけた分というのがずっと今で、その見極めをしてきた分が今、実を結んでこのような形になっていっています。

ただ、その欠損分というのは、もともとは税金として収入等を上げなければならない部分ですが、一応相談を必ずした上でその見極めをしております。

相談をできない方、全く連絡が取れない方たちに対しては、さすがに法的なものとして差押えを行っているということですので、これは今年頑張ったからというよりは、平成28年頃からの見極めというのが実を結んできたものということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

この項目はここでちょっと終わりますね。これが物すごく気になったのが、昨年もそうでしたが、先ほどから質問があっているように、コロナとかで非常に生活が厳しい中、そういう中で無理な支払いのお願いをしていないかとか、そういうふうなのが物すごく気になりました。一気に30,000千円以上、欠損額が減っていくとなると、どういうふうな取立てというか税金の支払いをしてきたのか気になったので質問をしました。

担当課長がおっしゃるように、長年の成果、できる分、なかなかできない分、そういうふうなのをお聞きして、それで、税金は納めないといけないんですけど、そういう中でお願いをしてきた成果だということで分かりました。ありがとうございました。この件はここまでにします。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）



午前中に引き続き質問をさせていただきます。次は議案第42号の令和3年度水道事業の決算認定について、この頂いた資料の中身、黒字決算であり、布設替工事とか様々な小さいところは特別委員会審査のときに質問をいたします。

1つ今回お伺いをしておきたいのが、資料の36ページから41ページまである企業債の明細書ですね。ここの中で、ずっと見れば分かるんですけど、この企業債発行の多くが第6次拡張事業、これに関わるものですね。私も平成15年ぐらいに最初議員になったとき、先輩議員が六拡事業、六拡事業と言っていました。何のことか最初よく分からなかったんですね。ただ、償還を見ていると非常に長い年月かかって償還をしていく。一回発行したものは約30年かかってこれを終わるというふうになっております。

今回、新しい議員の方も入っておられます。この六拡事業の事業期間、そして、総額が幾らで、そして、企業債とか政府企業債とか公庫債とかあるわけですけど、総額幾ら発行しているものなのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

議員の御質問で、まず、6次拡張事業ということで御説明をさせていただきます。

水道事業というのは、国のほうにエリアとか水源を申請いたしまして、認可をいただいて工事を行っております。最初、鹿島町のときに昭和4年に鹿島の水道事業が始まっております。鹿島地区だけでございました。それを供給するエリアを拡張するたびに国のほうに認可をいただいて事業を進めていくという段取りを踏んでおりまして、現在、第6次の拡張事業の最中でございます。

今回、第6次拡張事業の主な内容といたしまして、当時の人口減、また、下水等の使用に對して、現在、鹿島市の水源が全て井戸でございます。この現在の水源では需要が足りないという判断の下に、中木庭ダムを水源といたしまして、現地下水から中木庭ダムの河川水を基に水源の転換を行うと、これがまず6次拡張事業の一つでございます。それと、拡張と申しますとおり、現在、七浦地区に関しますとエリアを飯田地区まで拡張しております。能古見とか上古枝とか、能古見地区であつたら土穴、そういったところの上流までエリア的には拡大して供給を行うという、これが計画の2つ目でございます。

それと、中木庭ダムに水源を求めた理由といたしまして、当時、佐賀平野の地下水のくみ上げによる地盤沈下等の問題もございましたので、地下水のこれ以上の拡張は難しいという判断で河川水のほうに舵を切ったということになっております。中木庭ダム自体が、当初、平成8年の完成予定となっておりましたので、こちらに向けて水道課としてもダムができた後にはそれから取水して上水道をつくるという計画になっておりましたので、今まだ平地になっておりますが、大木庭浄水場、それと、配水池の予定地の購入をいたしまして、造成等

を行っております。またあわせて、管路等が塩ビ管とかいろいろ古いのとか、あと、口径の計画によって布設替を行っております。そういった工事自体が平成8年ぐらいまで続いております。その結果、現在使用した状況は、概算でございますが、約50億円近くの投資を行っているところでございます。内訳としては約30億円程度がダムの工事負担金になっております。うち15億円、約半分が国庫補助、そのうち3分の1の5億円程度が水道課の負担ということになっております。

議員のおっしゃる起債の6次拡張事業というのが、大体平成8年ぐらいまで行っているのが造成工事とか管の工事費に該当するものでございまして、平成8年以降、ダムの工事の延期で10年ぐらい延びた際に、平成12年ぐらいに鹿島市の給水人口の減少が見えてまいりまして、現状といたしまして水道水は地下水でまだ足りるんじゃないかということで一旦ダムを水源とする水源転換を今中断しているという形になっております。

すみません、起債の総額に関しては手元のほうで資料をそろえることができなかったのも、後ほどまた委員会の際にでも御説明をしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

ありがとうございます。急にここで質問しては答弁にも困るかなと思って、お昼の間にお話をしていたよかったと思います。

私も振り返って思い出すと、それこそ中木庭ダムができるときは、最初はここから水道というか、上水道、これをするという計画やったですね。それが一転して、また地下水はまだ大丈夫だということでそういうふうになってきた。ただ、治水の面からいって中木庭ダムはやはり必要だったろうと、そういうふうには考えております。当時、私も覚えておりますが、やっぱり金利も高かったんですね。5%ぐらい。今は2%を切るぐらいになってますけど、しかし、これの償還も今ここに記載されているだけで令和20年まで続くと、そういうふうになっていきますので、非常に健全な経営を水道事業はやっていないと、やっぱりどこかでちょっと厳しくなったとあって、簡単に水道料金の値上げというふうにはならないと思いますので、その辺りはよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

最後の質問をいたします。

最後は資料の請求です。ふるさと納税についてです。ふるさと納税担当課、企画財政課のほうで頑張ってくださいしております。しかし、少し頭打ちになってきたと。そういう中で、令和3年度は寄附金は757,163,419円、それに対して、ふるさと納税推進費というものが756,303,507円、そのうち積立金を368,000千円ぐらいしておりますから、今はこれを有効に

使っているということになります。

そういう中で、資料をお願いしたいのは決算審査のときに使いたいと思いますので、令和3年度のふるさと納税の返礼品について、この品種、全部で何種類あって、これは種類別ごとに分けられると思います。園芸作物であったり、畜産の分であったり、加工品であったり、様々なカテゴリーに分けることができると思いますので、その割合、それと、その返礼品各項目の金額、どのくらい返礼品として金額が上がっているのか、それを資料としてお願いをしたいと思いますが、担当課、御答弁お願いいたします。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えいたします。

令和3年度のふるさと納税の各返礼品について、品種、また、その内訳で各項目ごとの返礼品の金額ということでもよろしいでしょうか。その分については委員会までに準備をしたいと思います。（「以上、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番議員、福井正でございます。1つだけ質問いたします。

令和3年度も、いわゆる新型コロナウイルス感染症がありまして、様々な経済対策を取られています。もちろんワクチン接種等々、様々な事業があったわけですけれども、給付金とか貸付金等の事業が行われておりました。この事業をやった経済効果といいますか、経済波及効果についてどのような考えを持っていらっしゃるか、まずお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策の経済対策の取組についての効果ということでお尋ねで、産業部関係でまとめている分についてお答えをしたいと思います。

令和3年度、商工観光課関係で「助かつ券」とか交通事業者関係の支援、それから、事業者の継続支援事業、イベントの助成とかツアーの再興事業、それから、観光関係のDX推進事業など、令和3年度はこういった事業を行っております。特に、経済効果というところで分かりやすくいけば、「助かつ券」について約120,000千円ほどの事業費で行っておりますけれども、これは500円の応援商品券をそれぞれ市民の方に配付しているものでございますけれども、経済効果で約330,000千円ほどと見込んでいるところでございます。あわせて、令和4年度も同じような形で「助かつ券」とか「家めし」などの事業、そのほか、先ほど

言ったような事業も行っておりますけれども、この分でいきましたら「助かつ券」についても先ほどと同額の330,000千円ほど、「家めし」の消費効果としましては440,000千円ほどというところで、令和4年度は約770,000千円ほどの効果と考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

事業者の方は、いわゆるコロナ対策の借入れというものを借りられた方がいらっしゃると思いますが、これは私も全然把握できないわけですが、この借入れの効果、そこら辺は分かりますか。

○議長（角田一美君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

事業関係の融資ということで、コロナ関係で金融機関を通じて融資を行っている分についてということでございます。この分の効果というところは、すみません、今手元のほうにはないんですけれども、整理をしたところで委員会の資料として準備をするということでお願いできますでしょうか。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、資料でお願いいたします。

それからもう一つ、いわゆる経済対策をした場合にどうなっていくかというのは税収の問題ですね。税収にどういうふうな影響をしているのかなど。2年度の所得が3年度に反映してきますから、3年度の方は4年度なので、税収にどういうふうな変化があったのか。例えば、個人の方たちの影響と事業所の影響ですね、そういうことでデータがあったらお願いします。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

先ほどの御質問にお答えいたします。

税収については今年も30億円を超えて、今のところ横ばいが続いております。コロナの対策等をはじめたのが令和元年1月ぐらいから対応がなされていると思います。令和2年に経済対策として様々な交付金等をされています。令和3年は、2年度のほうである程度されて、まだされていなかった人たちが令和3年にされていたというところであります。

金額的に増えているところがありますが、これが減っているところもあるということで、鹿島市内の法人関係のほうに聞き取り調査をしたときに言われたのが、コロナの影響があるところもあるし、コロナの影響は全くないと。職業的に飲食店等は令和3年は少しはコロナ禍での営業のやり方というのを考えていただいているので、そこまでは——そして、コロナ前がよかったものですから、コロナの令和2年と令和3年だったら、令和2年のときにちょっと悪くて、令和3年にその対応をされているかなというところがありますので、基本的に今年1月ぐらいからウクライナの情勢とか原油価格の高騰とか円高という形になってきていますので、こちらとしては今年度がどのようなになるかというところで、今年度がちょっと厳しくなるのか。

経済効果ということになりますと、やはり国のほうとかが行ってきた施策がある程度は対応できているといところで多分去年もお答えしていると思います。今年度はやはりそれがなかった分、ちょっとは厳しくなっているかなと。ただ、納税義務者数もちょっとずつは下がってきています。その下がってきているのが何でかというのを考えたときに、人口も下がってきています。その辺りもあって、どれがよかったのか、どれが効果的なのかというのを判断しかねているところなので、その辺りは今後も注視しながら、あのときはこうだったのかもしれないというような形になるかもしれませんので、今できる答弁がこのくらいの内容でしかできないものですから、よろしく願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

14番松尾です。何点かお尋ねしたいと思いますが、まず最初に、一番最初に中村議員からコロナによってどういう事業が云々という質問がありましたけど、実は私もそのことでお尋ねをしたいと思います。

先ほど実績はちゃんと説明していただきましたが、このコロナに関係することでのいろんな事業がなされていますよね。私はそれぞれの事業が具体的にどれくらい、幾らぐらいかかっているかということでお尋ねをしたいんですが、特に商工関係ですね。コロナが発生して、いろんな助成金とか給付金が来たときに、もっとやらんといかんというような意見をここでよく言いました。ところが、そのとき市長の答弁は、まだこれから何があるか分からんけん一遍には使われんとか、そういう言葉もたくさん出てきたのは皆さんも御存じだと思いますが、それはそれとしまして、3年度に、例えば商工関係で給付金、貸付金などがありますが、これが全体的に何件ぐらいあるのか、どれくらいあるのか、そして、その財源内訳は具体的にどのようになっているか。この資料にも書いてありますよね、国県だとかいろいろありますが、これをもっと具体的な形でね、商工関係だけで結構です。その分だけを審議中に資料として出していただきたいと思いますが、いいでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎産業部長。

○産業部長（山崎公和君）

今、松尾議員のほうから言われましたコロナウイルス感染症対策に係る商工関係の事業ということで、主要成果の148ページ、149ページのほうにリストとして載っておりますので、この分の具体的な事業費というか、利用者とか効果をまとめた資料ということで、それは今説明ではなくてよろしいですかね。——分かりました。じゃ、準備をさせていただきます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ぜひ資料のほうを出していただきたいと思います。

次、説明書の41ページ、社会福祉費のところでお尋ねをしたいと思いますが、この説明には「平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）第二次鹿島市地域福祉（活動）計画」に基づき、市民・地域・関係団体・行政などの相互連携を強化し、支え合いや助け合いによる地域福祉のより一層の推進を図るとともに児童・高齢者・障がい者等の地域における福祉サービスの要望に応えるため、民生委員・児童委員の活動の充実を図った」と。それから、「社会福祉法人が関係法令等を遵守し、適正かつ円滑な事業運営と、社会福祉事業の適正な実施のため、指導監査を実施し、必要な助言指導を行った」と書かれておりますが、これを具体的にどういう形でやってきたのか、詳しく説明をいただきたいと思いますが、これも後で出していただいて結構だと思います。今御説明いただければそれでも結構ですが、どういう形でこれを取り組んでこられたのか、変わった分がどうあったのかね。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

詳しい部分につきましては資料でお出しいたしますけれども、まず、第二次鹿島市地域福祉（活動）計画、これにつきましては社会福祉協議会と鹿島市で策定をしたものでございまして、この間、いろいろな行政、関係団体等、特に、社会福祉協議会と市との連携を中心とした、あと、民生委員さんたちにもいろんな協力を得て、いろんな支え合い、助け合い、それを行ってきたわけでございますけれども、やはり最近、ケース対応というのが一番課題になっておりまして、そういったときにうちの家庭相談員と民生・児童委員、それから、社会福祉協議会の相談員が一緒になって、いろんなところで連携をしてきたというような実績がございます。それにつきましては、高齢者、それから、障害者等もいろんな相談員と一緒にあってそういった支援サービス、福祉サービスまでつなげてきたというような実績がございます。そういったときに一番の窓口になるのが民生・児童委員の皆様方で、福祉課にこう

いった方がいるのでちょっと見に行ってくんしゃいというような話があれば、我々が見に行き、専門機関につなぐ部分については専門機関につないでいくというようなことをやってきたところでございます。

あとは、詳しい事業につきましては資料でお出ししたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今のに関連してもう一つお尋ねしますが、民生委員さんの補助をつくるということが決まりましたよね。決まっているんですね。もう一つ資料として、全地域でそれができているところとできていないところの実績も一緒に資料として出していただけますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

民生委員協力員の件でということによろしいでしょうか。——それにつきましても、どの地区が取り組んでいらっしゃるのかという資料をお出ししたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

次は、私はいつも行財政の構成の問題で補助金の問題を取り上げていますが、これもいつも申し上げていることですが、福祉団体補助金が3団体に出ている。これは説明書の42ページにありますね。福祉団体補助金が3団体で758千円、これに対して、どういう団体で組織人員がどういうものか、どういう活動がされているかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、47ページに同和団体活動事業補助金として2,401千円、これもそれぞれの組織人員、これは2団体ありますので、それぞれ1団体ずつの組織人員、補助金、それから、内容としては差別解消のための活動に対してとありますが、具体的な内容をお知らせいただきたいと思っております。

もう一点、補助金に関しては、49ページに老人クラブ活動助成費というのがあります。これは市内44クラブに1,500千円の補助金が出ておりますが、これは44クラブそれぞれに出ているのか、どういう形でこの補助金が出されているのか、このことについてお尋ねをしたいと思っております。具体的にここで御説明いただけるのでしたら御説明いただきたいと思っておりますが、

ほかについては資料として出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

まず、福祉関係の補助金ということで、福祉団体への補助金でございます。3団体ということで、まず1つ目は鹿島市視覚障害者福祉協議会です。これにつきましては会員数が10人、それからもう一つは鹿島市手をつなぐ育成会、これは親の会でございますが、45人、それから最後に鹿島市遺族会、こちらにつきましては236人でございます。

あと、事業内容というのは、各団体内の親睦とか情報交換とか、そういったものをやられております。

以上です。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

老人クラブ連合会への活動助成費についてでございます。この活動助成費につきましては、単位クラブ老人会の計算の分と老人クラブ連合会の補助金ということで別建てで計算をいたしまして、支出につきましては老人クラブ連合会のほうに一括して行っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

人権・同和対策課長。

○人権・同和対策課長（中尾美佐子君）

人権・同和対策事業についてお答えいたします。

同和団体2団体に補助金を交付しておりますけれども、そちらについては、それぞれの団体の補助金額とその内訳について後ほど資料で提出したいと思っております。よろしく願いいたします。（「何て言いんしゃった。ごめん、ようと分からんやった。申し訳ない」と呼ぶ者あり）

2団体への補助金については、それぞれの団体への補助の金額とその内訳について資料で提出したいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

よろしく願いします。

最後の質問にしますが、職員のことでお尋ねをしたいと思っております。

これは資料で出してもらっていいと思っておりますが、全体の職員が何人で、それから、正式な



職人が何人で、いろんな名前の職員がいらっしゃいますが、そういう皆さん方の数を資料として出させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

資料で準備したいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、最後にしますが、市役所でいろんな皆さんとお話をしたり、お会いするときに、本当に健康を害したような職員の方がいらっしゃると思うんですよ。害したというのはおかしいですが、病気じゃないかなというような人もいらっしゃると思うんです。もう20年ぐらい前ですが、私は全職員からアンケートを取って、職員の健康の状態を調べたことがあります。本当にほとんどの人が片手に薬を持ちながら仕事をされているというのをそのときの実態でつかんだんですが、その後、私はそこまでしていませんが、今、職員の中で病気で休んでいる職員の数、それから、幾らか病気で、本当は大変だなという人も仕事をなさっていると思いますが、そういう人たちが今何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。（「それは資料請求でしょう」と呼ぶ者あり）いや、今分かればいいですが、もしあれやったら資料で出してもらってもいいですよ。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

先ほどの職員数と併せて資料として出させていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、ただいままで申し上げました問題について資料を出していただくことをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

15番議員の松田です。それでは、大綱質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、松尾市長にお伺いをしたいと思います。

今回、初めて市長として、令和3年度の鹿島市の決算状況について各担当課から説明が

あったと思いますが、事業について、また、財政状況について市長としてどのように受け止めておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

令和3年度の決算について市長としてどういうふうを考えているかということですが、1つは、新しく第七次総合計画が始まった年ということになります。新しい計画の下に事業を進めていく、そういう年だったというふうに思っています。もう一つは、やはり今まで御質問があったように、コロナが非常に拡大をして、その影響を受けた年であったというふうに思っているところです。あと、産業的にも、特に、海のほうのノリ養殖とか非常に被害が大きかった産業もある、そういうことも1つ決算に影響しているというふうに思っています。

そういうことを含めて、私も初めて今回決算に関わってきますので、事業がどのように進捗してきたのか、あと、問題点がどのようなことが考えられるのか、それを令和4年度——実際、令和4年度の事業を今進めているわけですが、それにどう反映をさせていくのか、こういうことをしっかり考えながら今度の決算に臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

市長はこれまで議員として鹿島市の財政状況について質問を多くされてこられたと思います。その中で、非常に厳しい財政状況であると質問をされてこられたと思いますが、実際、市長という立場で現在の財政状況を見たときにどのように感じておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

松田議員がおっしゃるように、市の運営というのは財政状況を考えながら進めていかなければいけないというのが一つの大きな要素だと私も思っています。今まで財政調整基金、あと公共施設建設基金とか、いろんな基金がありますが、やはり今までの流れを見ていると少しずつ基金は少なくなっている。今回、少しまた積み増しましたけど、流れとしては基金が十分あるわけではありませんので、やはりそのことも考えながら全体的な市の運営というものを進めていかなければいけないと思っておりますし、今後、やはり中・長期的な財政運営ということでも基金をどのように運用していくのかということのも大きなポイントになると私も思っておりますので、それには十分注意しながら運営を進めていきたいというふうに思い

ます。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

それではもう一点、企画財政課のほうにお伺いをしたいと思います。この主要成果説明書の中で、今、市長のほうからも財政運営について説明があったと思います。今後の展望と課題ということでもありますけれども、最後の「一方、行財政運営にあたっては」というところでもありますけれども、「公共施設の老朽化等を踏まえつつ、効率・効果的かつ計画的に図っていかねばならない」と書かれております。また、監査委員のほうでもこの公共施設の老朽化というのは指摘をされておりますが、この辺に含めて、今の財政状況を考えた上での財政運営をしていかねばならないと思いますが、先ほど市長のほうから基金の話がありましたけれども、市債残高も着実に増えております。確かに臨時財政対策債があるということではありますが、着実に市債は増えているわけですから、市債が増え、基金がなかなか積み増しができないという状況の中で今後の財政運営をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今後の財政運営の課題の一つとして公共施設の老朽化等も以前から御質問をいただいているところであります。その中で、やはり市債の発行状況とか、市債を発行する中でも交付税の措置がある起債とただの借入金、交付税措置がない借金等もありますので、施設の改修とかもなるべく交付税の措置がある有利な起債等の財源を探しながら、歳入を確保しながら計画的に更新をやってまいりたいと考えております。先ほどからありますように、基金についても3年度は若干積み増しをしているところではあります。今後、財政運営としては、原油高等も市の維持活動、経常経費につきましても、工事の資材の高騰とか、電気、ガス、水道も市役所も使いますので、そこら辺の経常的な経費も今後増えていくことが見込まれますので、そこら辺は今後も緊張感を持って財政運営を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

今後の財政運営については各議会を通して今後も質問していきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

もう一点心配をしている事業がありますけれども、これは水道事業であります。こちらについて1点だけ質問をさせていただきたいと思いますが、これについては水道事業の監査の意見書のほうがあったと思います。このむすびの最後の部分に「過去に整備した資産の老朽化を示す有形固定資産減価償却率は、前年度と比較して0.97ポイント上昇し、61.39%と施設の老朽化も着実に進んでいる」ということが述べられております。また、「加えて、管の老朽化による漏水が主な原因と考えられる有収率の低下も見られる。これらの施設の更新には多くの資金が必要であり、その財源の確保が水道事業経営の重要かつ喫緊の課題となっている」と指摘をされております。これは多分もう担当課の方は分かっておられるように、管の維持管理というのは今後三、四年が一番厳しい状況になってくると思いますので、この辺を今年度の決算も含めてどのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

まず、議員のおっしゃる施設の老朽化に関しては、おっしゃるとおり、うちの水道施設自体、管路も含めてですが、水源地、配水池、そういった施設がございます。そういった中で、約半分程度老朽化が進んでいると。こちらに関しては順次、耐用年数と申しまして、機械とか、そういったところのもつ期間がある程度定められておりますので、それをめどに交換等で対応をしているところでございます。

そして、管路の老朽化に関しては、現在、約7%程度の老朽化だいたと思います。ただ、この管路というのは、伊東議員からもあったんですが、第6次拡張事業の際に管路の更新をかなり行っております。そういったものが大体40年程度をめどに更新計画というのを行っておりますが、今から約10年後ぐらいにそういったところの管路が一気に老朽化を迎えるというのが、昨年、令和2年度にお示しさせていただきました第1次の中長期計画の中で掲載しておりましたが、そういった管路の大規模な老朽化というのも将来的に発生するということで、今現在、決算の中では黒字の経営をさせていただいておりますが、そういった管路、それとあと、水道施設の大規模な取替え、修繕関係、こういったところの予算を将来計画を加味しますと、今の水道料金の中では取替え、修繕、更新というのがなかなか追いついていかないというのは中長期計画の中でお示しさせていただいております。その中で、今後、令和6年度程度をめどに水道料金も含めて検討していくべきということで前回計画でお出ししておりますし、今後、議会のほうにもお諮りしながら、財源を確保して更新計画を立てて、皆様に事故等がないような安心・安全を確保できるような施設更新というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

15番松田義太議員。

○15番（松田義太君）

答弁は要りませんけれども、これも監査の指摘のむすびの中ではありますが、「近年発生している大雨、寒波等の自然災害に対して強い水道施設の構築に向けた計画的な整備も急務である」と言われておりますので、この辺は十分に考えて今後の運営に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第38号から議案第43号の6議案は、委員会条例第6条の規定により、定数を13名とする決算審査特別委員会を設置し、一括して付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、本6議案は、定数を13名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、西一郎議員、宮崎幸宏議員、笠継健吾議員、池田廣志議員、杉原元博議員、樋口作二議員、中村和典議員、中村一堯議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上の13名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後2時3分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に9番中村一堯議員、副委員長に5番池田廣志議員、以上のとおり決定いたしました。

ここで執行部席の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

暫時休憩します。ここで10分ほど休憩します。14時15分から再開します。

午後 2 時 4 分 休憩

午後 2 時 15 分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここでお諮りします。議案第44号から議案第47号までの4議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号から議案第47号までの4議案は、委員会付託を省略することに決しました。

### 日程第3 議案第44号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案第44号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（川原逸生君）

議案第44号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は8ページから、議案説明資料は1ページからでございます。

本件の提案理由は、議案書8ページに記載のとおり、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙の公費負担の単価について所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

説明は議案説明資料でいたします。3ページをお願いいたします。

1の改正理由です。公職選挙法施行令の一部を改正する政令、これが本年4月6日に公布、施行されたことによりまして、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営につきまして経費の限度額が引き上げられたものでございます。

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の限度額は、公職選挙法の規定によりまして、国政選挙に準じた限度額を条例で定めておりますので、本条例の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。本条例及び施行令の該当条項は御参照いただきますようお願いいたします。

(1)選挙運動用自動車の使用の公費負担については、自動車の借入れ及び燃料費の限度額を引き上げるものです。自動車借入れは1日15,800円から16,100円に、燃料費は1日7,560円から7,700円に改めます。

(2)選挙運動用ビラの作成の公費負担についてでございます。作成単価の限度額を引き上げるものです。5万枚以下の選挙運動用ビラ1枚当たり7円51銭から7円73銭に改めます。

(3)選挙運動用ポスターの作成の公費負担については、作成単価、企画費の限度額を引き上げるものです。選挙区ポスター掲示場の数が500以下の場合、本市におきましては108でございます。印刷費を1枚当たり525円6銭から541円31銭に、企画費は310,500円から316,250円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、企画費とは、ポスターを作成するための印刷費以外の全ての経費のことをいいます。

3、施行期日は、公布の日からでございます。

議案説明資料1ページ及び2ページは、申し上げました今回改正の新旧対照表でございます。内容は御確認ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 鹿島市議会議員及び鹿島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第45号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 議案第45号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

## ○総務課長（白仁田和哉君）

それでは、議案第45号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、議案書の10ページをお願いします。

提案理由は、職員の育児と仕事の両立のため、人事院の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じ、職員の育児休業に関して所要の改正を行うものでございます。

議案書の11ページから14ページがその内容でございます。具体的な内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の9ページをお願いします。

1項目めの改正理由につきましては、先ほど申し上げた提案理由と同じですので、説明は省略します。

次に、条例の改正内容を説明します前に、2項目めの法の改正内容について説明いたします。

地方公務員の育児休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律で基本的な事項が定められており、例外的な事項や手続等について条例で規定しております。

今回の法改正については、中ほどの表にありますとおり、これまで育児休業は原則として、出生後8週間までに1回、その後1回とされておりましたが、このたびそれぞれ原則2回とされました。この制度改正の目的としましては、男性の育児休暇取得の推進ということにあります。

それでは、3項目めの条例改正の内容について御説明いたします。

まず、改正の1点目は、育児休業計画の撤廃についてでございます。これまで育児休業が原則1回だったため、再度の取得をしようとする者は、育児休業等計画書の提出が義務づけられておりましたが、このたび原則2回となりましたので、再取得時の計画書提出の義務を廃止するものでございます。

次のページの2点目ですが、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和で、非常勤職員の任期の要件として、子が1歳6か月に達する日までと規定しておりましたが、その要件を出生後8週間と6か月を経過する日までと規定するものでございます。

3点目が、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の取得を可能とする規定の整備を行うものでございます。

以上3点が条例改正の内容となっております。

4項目めの施行期日でございますが、令和4年10月1日からとするものでございます。

最後に、参考として資料に掲載しておりますが、請求期限の短縮や対象期間の拡大について規則の改正を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。



○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第46号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5．議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

それでは、議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、議案書15ページをお願いいたします。

提案理由ですが、新型コロナウイルス感染症以外の新型インフルエンザ等に該当する感染症が発生した場合に備え、特殊勤務手当の特例を設けたいので、この案を提出するものでございます。

議案書の16ページがその内容でございます。

具体的な内容につきまして、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の12ページをお願いいたします。

改正の説明に先立ち、特殊勤務手当について御説明いたします。

この手当は、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な業務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものです。

それでは、内容について御説明いたします。

まず1項目め、改正理由ですが、人事院規則の一部改正に準じ、新型コロナウイルス感染

症以外で今後発生するかもしれない新たな感染症に対応するため、防疫作業等について新型コロナウイルスと同様の手当を支給するよう改正を行うものでございます。事前に規定を整備することで、緊急的な対応などが必要な場合に対処できるようにしたいと考えております。

次に、2項目め、改正内容ですが、今後発生するかもしれない感染症については、特定新型コロナウイルス等という呼び方で規定しており、新たな感染症に対する作業に対し、新型コロナウイルスと同様に1日4千円を超えない範囲において規則で定めるものとしております。金額については、12ページ中ほどに四角で囲っている内容で規則を整備する予定でございます。新型コロナウイルスと同額となります。

次に、3項目め、施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

議案説明資料11ページの新旧対照表をお願いします。

最後の段落になりますが、第3項を御覧ください。

対象とする感染症の要件については、新型コロナウイルス特措法に該当するもので、国民に対し重大な影響を与える可能性がある感染症の場合に政府対策本部が設置されますが、その政府対策本部が設置されたものが今回の対象となります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第47号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 議案第47号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

それでは、議案第47号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書は17ページから、議案説明資料は13ページからでございます。

まず、議案書17ページをお願いいたします。

提案理由は、子どもの医療費の助成について、高校生等の通院及び調剤に係る医療費を助成対象に加えるため、この案を提出するものでございます。

また、18ページから19ページは、条例の改正案です。

内容につきましては、議案説明資料のほうで説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

2の改正内容ですが、現在、子どもの医療費は、中学生までは現物給付、高校生等は入院のみを償還払いで助成を行っております。ここでいう高校生等とは、就学のありなしにかかわらず、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に対する日以後の最初の3月31日までの児童となります。

令和4年10月診療分から高校生等の通院及び調剤に係る医療費助成を償還払いの方法で拡充をし、令和5年4月診療分から現物給付に移行するものです。

なお、現物給付とは、医療機関で自己負担金のみを支払い、医療サービスを受ける方式で、償還払いとは、医療機関で医療費を一旦支払い、市への申請により自己負担金との差額の助成を受ける方式でございます。

以下の表では、現行の令和4年9月までの制度として、ゼロ歳から中学生までは入院、通院、調剤の現物給付、高校生等は入院の償還払いを行っております。また、令和4年10月から令和5年3月までの第1条による改正で、高校生等の助成対象に通院及び調剤が加わります。また、令和5年4月以降の第2条による改正で、高校生等の医療費助成の現物給付を行うこととしております。

次に、19ページを御覧ください。

3の高校生等の助成対象見込み人数は810人、助成拡充分見込額、令和4年10月から令和5年3月診療分については5,000千円を見込んでおります。

次に、4の施行期日ですが、第1条による改正（助成対象の拡充）については令和4年10月1日、第2条による改正（現物給付へ移行）は令和5年4月1日としております。

次に、戻りまして13ページから17ページにつきましては、新旧対照表でございます。御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。9番中村一堯議員。

**○9番（中村一堯君）**

9番の中村一堯です。条例の制定について何点か質問します。

市長の演告でもありましたけど、高校生の医療費助成の拡大ということで、これでかなり高校生を持っていらっしゃる御家庭の皆さんには負担が減って、皆さん喜ばれるんじゃないかというふうに思っています。

今度の令和5年3月までが償還払いで、来年4月以降が現物給付ということなんですが、先ほど最後に説明がありましたけど、助成対象見込み人数が810名の高校生等がいらっしゃる、対象の人数がいらっちゃって、3月分までで約5,000千円ということで計上されていますけど、これは大体、さっきちょっと補正の予算を見ていたら、また別で2,000千円ぐらいの分はまたあれですよ、5,000千円プラス一般財源のとはまた別と考えとってよかったですよね。取りあえず810人で5,000千円が高校生の医療費助成に関わる分ということでよかったですか。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

お答えいたします。

明日の一般補正予算で詳しくは説明をいたしますが、5,000千円については給付費ということで考えておまして、あとの2,000千円は来年度に向けた人件費、現物給付に向けての準備作業の人件費、あるいはシステム改修費、あるいは受給者証の郵送代とか、そういったものを来年度の準備経費として2,000千円等を計上しているところでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

9番中村一堯議員。

**○9番（中村一堯君）**

分かりました。今回の5,000千円で、そしたら新年度からいったら、1年間で10,000千円ほどが高校生の医療費ということで鹿島市が補助をすると今後考えておいていいんでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

来年度の令和5年度以降の現物給付の給付費に関しましては、現物給付になりますので、若干医療を受けやすくなるという部分も含めまして、13,000千円ほど予定をしております。これにつきましては、今現時点での見込みですので、若干変更になるかと思えますけれども、今年度の半年分の5,000千円、プラスアルファということで令和5年度以降は考えておりま

す。

以上です。

○議長（角田一美君）

9 番中村一堯議員。

○9 番（中村一堯君）

今回の5,000千円については、市長におまかせの基金のほうから使われるということで、この条例とか補正予算のほうから確認できますけど、そしたら、今後も一般財源の中とかではなくて、市長のおまかせ分の基金から今後はずっと恒常的にするような形になっていくものなんですか。

○議長（角田一美君）

村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

私のほうからお答えさせていただきます。

今回、前倒しで半年分償還払いを先に実施するに当たり、年度途中ということもあり、臨時的な一般財源を持ち出すということの代わりに、市長のほうから市長におまかせで3年度のほうは充当させていただいております。

来年度につきましては、全体的な子どもの医療費につきましては、もともと今年度も20,000千円ぐらいはふるさと納税の子育て分ということで充当されておりますので、ふるさと納税が伸びてくれば、市長におまかせではなくて、通常の方もするので、これは新年度になっての財源調整も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9 番中村一堯議員。

○9 番（中村一堯君）

分かりました。先ほど副議長の質問もありましたけど、基金が減っている中でいろいろ調整しなければいけないという部分もあると思います。でも、こういったスピード感を持って高校生医療費の補助に取り組んでいただいたのは非常によかったんじゃないかなというふうに思っております。

すみません、実際に、条例の中で今回のとでちょっと関連なんですけど、鹿島にいる人、高校生が——大体高校生等が810人というふうに考えていますけど、それが鹿島市内、もしくは隣町でもそれは医療費が出るとは思いますけど、住民票が鹿島にある人ですね。

県外の高校生とか、そういった人たちとかはどういった感じで申請とか償還払いをするような手続になるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

住民票を鹿島市に置いて県外の高校に行かれています方、そういった方は結構いらっしゃるかと思いますけれども、まず、県内全ての病院につきましては現物給付ができます。これは国保連とか社会保険の支払基金は県の単位ですので、それができるということなのですが、ただ、県外の病院では基本的に償還払いになります。一旦病院のほうで保険診療分の自己負担を支払った後に、その領収証をまとめて福祉課に持ってきていただくというようなこととなりますので、よろしくお願いたします。

○議長（角田一美君）

9番中村一堯議員。

○9番（中村一堯君）

分かりました。来年以降は県内では現物給付だけど、県外の高校生とか県外の病院に行ったときは償還払いが後でできるということですね。分かりました。

今が9月で、これは10月1日からスタートとなると、かなり事務作業を早くしてもらわないと周知徹底ができないと思います。せっかく医療費が500円か千円とかでできると思いますので、周知徹底をまずして、これは医療機関の方とも連携をしないと、500円とかこういった低額でするのは非常に難しいんじゃないかなと思いますけど、そこら辺はどのように病院とかそういったところと連携してされるようになりますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

こちらの高校生の対象の拡大、あるいは現物給付につきましては、やはり医療機関の御理解というのが一番欠かせないと思います。医療機関に関しましては、こういった方向で進んでいますよというようなことで事前にちょっと話をさせていただいておりますので、決定はこちらの議会のほうでありますけれども、すぐ動けるように連携して対応できるようにしております。

それから、保護者の皆様に対しても、この後すぐ、補正予算が通りましたら、個別に通知を行いまして、こういった助成ができますよというようなことを広げていきたいと思っておりますし、いろんなところから問合せがあると思いますけれども、それに関しても内部的に受け付ける体制を整えることを今課内のほうで徹底しているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。7番樋口作二議員。

**○7番（樋口作二君）**

7番議員、樋口作二です。1点だけお尋ねをいたします。

まず、新しく高校生等まで拡大していただいたことには厚く感謝を申し上げます。以前も中学生から高校生が通院だけといったときにも、入院等もできないかという質問をしたことがございますが、ありがとうございました。

そこで、私は高校生はどうかという質問をしたんですけど、高校生等というのは、高校に行かれない子供さんたちも対象になっているということを伺いました。

それで、ここが18歳に達する日以後の最初の3月31日までという規定があつて、何らかの事情で高校入学が遅れて生活されているという方もおられると思うんですけど、こういう方は18歳の年齢で切るのは、それとも高校生ということで、高校を卒業されるまで支援が続けられるのか、お尋ねをいたします。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

お答えいたします。

高校に在学している方で、18歳以上の高校生というのは確かにおられます。例えば、先ほどおっしゃったような入学が遅れた、それから、外国に留学を1年間していたとか、あと、1年間休学していた、病休とかですね。理由は様々だと思うんですけど、それぞれの理由で、これはいい、これは悪いというのは、そういう優劣はつけられないというふうに考えておりました。さらに、夜間学校に通われている方とか、同じ年齢層で働いている方もいらっしゃいまして、その平等性を考えた場合には、一律に対象年齢を上げるのが一番平等じゃないかというふうに考えております。

しかし、今回は、18歳以上の誕生日を過ぎて最初の3月31日までといった年齢制限を設けておりますので、さらに上の年齢を医療費助成の対象にするかどうかは改めて検討し直す必要があるというふうに考えております。よって、今回は現在の制度でいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

14番松尾です。今回、高校生まで医療費の助成が実現したことは本当に私はうれしく思います。特に今回、市長選挙で冒頭に松尾市長候補が子どもの医療費のことを言われたとき、今回は実現できるのかなという期待を持ちまして、本当にうれしく思っています。

振り返ってみますと、50年前、ゼロ歳児の医療費を無料にということを壇上で訴えてから、

無料が実現したんですが、それから50年、本当に長い道のりだったと思います。この子供たちの大事なことでなかなかできないという、何がここまで来たのかということを考えてきましたが、しかし、今回、1レセプト当たり入院で千円、通院で500円と一部負担はありますが、実質子供たちの医療費の無料化が実現したと私は受け止めております。

ここで1つだけお尋ねをしたいと思いますが、このレセプト1つについて千円、500円を徴収しなくてはいけないという要因は何でしょうかね。せっかく無料化が実現しようとしているのに、そういうことになっていますが、その要因が何であるのか、お尋ねします。

**○議長（角田一美君）**

中村福祉課長。

**○福祉課長（中村祐介君）**

お答えいたします。

自己負担金の通院、それから、入院の千円の根拠ですけれども、県内でも自己負担金というのが中学生と同様に通院500円、入院千円で自己負担金を課されているというような状況があります。

それはなぜかといいますと、やっぱりある一定の負担をしていただくことは必要なことではないかなというふうに考えておりました。無料にすれば、医療機関に行かれる方、本当に病状がきつときは行かれるんでしょうけれども、ある程度、薬で治せる分は治していただいて、そういったことを少し抑制するというのも一つありますし、医療費を支払っているんだというような意識を持っていただくことが、やはり自己負担金の一番の目的じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

これまでも子どもの医療費について長い間議論する中で、少しぐらい意識を持って払ってもらわんばとか、そういう回答はしょっちゅう返ってきたんですよ。しかし、御存じないかも分かりませんが、子供を病院に連れていきたくても、窓口の500円、千円がそのときない人たちだって、特に今いっぱいいらっしゃるんですよ。なし連れていかんやったね、早う連れていっとかんやったけんと、なかったもん、なし言わんやったとねと、何遍言うたか分かりませんが、そういう実態もあるんですよ。

そして、よそがこうしていますからうちもこうと。そういうことは関係ないんですよ。鹿島市の子供たちをどう守っていくかと。せっかくこれだけここまで政策が進んだんですよ。それをやってみましょうよ。本当、本来なら国がやらなくてはいけない仕事を国がやらんですよ。何遍私も厚生労働省へ行ったでしょう。しかし、いまだに国はそれをしない。鹿



島市が進んでやったっていいじゃないですか。鹿島が初めてゼロ歳児が無料になったとき、県内のある市の方が要請に行かれたんですよ。鹿島市はゼロ歳児が無料になりましたよと言われたとき、その市長さんは何とおっしゃったか。鹿島は貧乏な人の多かけんたいえと、こういうことが言われたんですよ。

しかし、そういう中で本当にこれまで鹿島市も段階的に頑張ってもらって今日まで来たんですよ。進んでね、よそはよそでいいと思うんですよ。市長、これから考えましょうや。せつかくここまで来たんですよ。大変だとは分かりますよ。しかし、本当に市内の子供たちのこと、これからの子供たちのことを思うときに、やっぱり1つでも進んでやっていくということが私は大事だと思いますので、ぜひここで、はい、しますじゃないでしょうけど、これから検討していただきたいと思いますが、市長お考えいただけますか。

**○議長（角田一美君）**

松尾市長。

**○市長（松尾勝利君）**

医療費の無料化について、今おっしゃったように、本来ならば全然個人負担がなくて病院にかかるというのが一番いいんでしょうが、やはり鹿島市も医療費を負担していく、その中で個人についてもある一定の責任を持って病院にかかるということをやっていただきたいと私は思っているんですよ。

さっきの3年度の決算でも申しましたが、鹿島市に財政的に決して余裕があるわけではございません。その中で今回こういうふうな施策を打ち出したということで、やはり市の立場、あるいは御家庭で子供たちを見る親の立場、両方の考えでこの施策というのはやっていかなければいけないというふうに思っておりますので、個人の皆さん方にも少しですけど御負担をお願いして、市の医療財政を支えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

この少子化の中で、どうして子供たちをと、いろいろな問題もあります。子供を育てていく中で、医療費、それから教育費、その他、本当にお金がかかるんですね。そういう中ですから、少しでも行政がやっていくことができれば、そういう形でこれからの鹿島を支えていく、これからの鹿島をつくっていく子供たちのためなんですよ。そこはやっぱりほかの使わないでいいようなお金を使わないで、そして、子供たちのために少しでもということをお私はず、今のようなお考えはあると思いますが、これからぜひ進んで考えていただきたいということをお願いして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明9日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時 散会